よみましょ・みましょ

消防庁は消防組織法に基づく消防署や本部を義務付ける市町村として南国市など全国四十二市町村を追加定指することになりしました。

この指定基準は人口二万七千人（福井以北の日本海側と北海道は一万六千人以上）で一万人以上の市街地人口のある市町村のうち①現在消防本部はないが緊急性の高い市町村②観光地でホテル、旅館などの施設が多い市町村③大都市に隣接し、人口は急増したが通勤者が多く、昼間に青年層が少なく必要消防団員の確保が困難な市町村―となっており、南国市は③の条件に当てはまるわけです。

南国市の場合、人口は急増どころかここ十七年来減少しているのですが、中心地である後免地区はかなりのテンポで人口増が進んでおり、これにつれて高知市へ通勤するサラリーマンが多くなり、消防団も昼間は夜間の半数ぐらいに減るところもあります。

こうした現象から消防署の設置は市の治安を守るうえで非常に必要性の高いものといえます。

市政展望

消防庁の設置は明年度
「緑の都市」の実現を

消防署の設置は早くても四十三年度からになる見込みですが、市では消防署設置に要する条例の改正、予算の検討などを急いでいます。市はこのほか四十年度から五カ年計画で消防車や防火用水を整備しており、市民にとっては心強いニュースです。しかし、せまい道路に無秩序な町づくりがこれ以上進めば、せっかくの消防力もじゅうぶん力を発揮できないことになります。市民としては消防力の強化とともに近代的な「緑の都市」の早期実現をもあわせて市当局に期待したいものです。

市議選にかんする〝きまり〟は常識的に知られていますが、なお気付いてないことや忘れていることもありましょう。

そこで〝きまり〟のあらましを連載しますが、ほかに疑問があれば「市役所内・広報委員会」に連絡してください。市選管事務局で調べ、広報紙上で答えます。

▽議員の定数　三十人、地方自治法第九十一条と市条例で決められています。

▽任期　四年、地方自治法第九十三条で決まっています。

▽立候補できる人　日本国民で三カ月以上市内に住み、選挙権を持つ二十五歳以上のもの。

▽供託　市選管に立候補を届ける前、法務局へ現金一万五千円、または同額の国債を預けます。

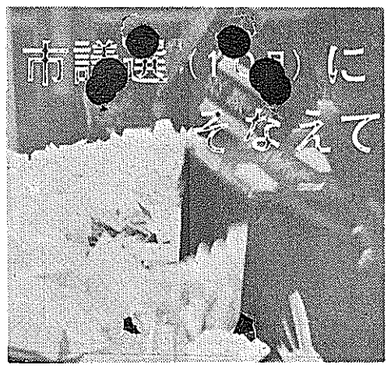

▽供託金の没収　次の得票に達しないと、没収されます。有効投票総数を議員定数で割った票数の十分の一

▽選挙の期日　任期満了前三十日以内に行なうことになっており公職選挙法で決まっています。

▽告示　期日の十日前。

▽立候補届出期間　告示の日から四日間、また立候補辞退もこの間でないとできません。

▽補充立候補届出期間　届け出のあった候補者が定数を越えるとき、届け出締め切り後に死亡し、または辞退したとみなされるとき選挙期日の三日前まで。

▽選挙事務関係者の立候補制限　投票管理者や開票管理者、選挙長、選挙分会長は在職中に立候補できません。

▽公務員の立候補制限　国または地方の公務員は、在職中に立候補できません。

▽選挙運動　立候補届出の日から、投票日の前日まで。選挙事務所は一人の候補者が一カ所ですが「選挙当日事務所の制限」で、投票所を設けた場所の入り口から直線距離で三百メートル以内には設置できません。

▽選挙運動のできないもの　①選挙事務関係者　②特定公務員　③公務員ならびに教育者の地位利用　④未青年者や選挙権、被選挙権を持たないものは運動できません。

▽禁止された選挙運動の種類　戸別訪問、署名運動、人気投票の公表、飲食物の提供、気勢を張る行為、運動中の連呼などです。

▽文書、図書の配布と掲示　配布は一人が千二百枚の通常はがきが使えるだけ。

掲示は選挙事務所を表示するポスター、立て看板、ちょうちん、選挙運動用自動車や船舶に取り付けて使用する前記のポスター類。

演説を開催中に会場の外に掲示するポスター、候補者が使うタスキ、胸章、腕章の類。また個人演説会の告知用ポスター、選挙運動用ポスター（千二百枚）

▽ポスター掲示個所　国や地方公共団体、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社、原子燃料公社が所有し管理するものには、「五号ポスター」というのを掲示できません。

しかし橋や住宅、公営住宅などは、このかぎりでない―ことになっています。なお、ポスターを他人の工作物などに掲示するときは管理者の承諾を得なくてはいけない、と決められています。

（以下次号）

7　月　は

固定資産税（2期）・国保税（4期）の納期です、31日までに納税しましょう。

よみましょ・みましょ

岩ラジオ体操

健康づくり二年目の
!!元気でやろう!!
岩ラジオ体操会

朝のラジオ体操からその日の日課が始まるという地区が市内にあります。

この「朝のラジオ体操の会」は岩地区公民館（小川泉館長）の行なっているもので、その動機は昨年二月に講師として高知市からまねいた宮本浅さんの体験談がきっかけとなって、その場で実行することを決め発足をみたものです。

宮本浅さん

一年後の二月に指導を受けた宮本さんを迎えて記念式典を行なうなど、体力づくりへの活動をより盛んにみんなのものにしようとしています。

ここで行なわれているのは、ラジオ体操と厚生体操、農民体操などで、二十歳から七十歳を越したおとしより三十人あまりが参加して、春・夏の農繁期や元旦を除いて、夏は朝の五時、冬は五時十五分から毎日十五分間行なわれています。

四季を通じて早起きになり、時間を生みだすことができだした。＝体の調子がよく疲れもとれやすく仕事もはかどるし、食慾も増した。＝話し合いもできて親しさが増し、隣人愛が生れた。＝体に柔軟性が増し、健康と若さを保つバロメーターとなった。＝忍耐力ができ精神面にも効果があがった。＝ほかの地区の人たちにもぜひすすめたいなど、参加している人たちは、体操会の効用をこのようにはなしていました。

なお、作業終了後に参加者全員で懇親会を開き、年二回継続して実行することを決めました。

忠霊塔や文化財の
清掃作業
岡豊地区社協

世相の移り変りによって一般の人たちから忘れ去られようとしている忠霊塔や、遺跡などの清掃作業をしようと立ちあがった地区があります。

岡豊町の老人クラブでは、昨年から岡豊城跡にある長曾我部氏の墓所の清掃を始めましたが、ことしからは、地区の社会福祉協議会の行事として、地区民が参加して行なうことになり、このほど実施されました。

その日は朝八時から長曾我部氏の墓所の清掃から始め、忠霊塔の樹木の刈込み、除草、清掃などの作業を午後三時過ぎまで行なった。

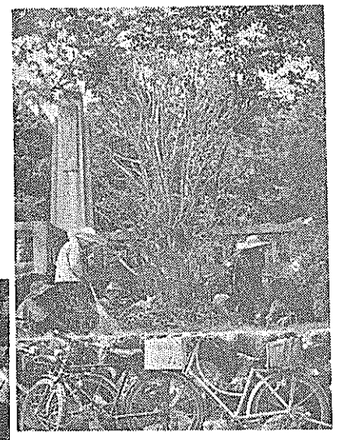

話題 トピックス

不用品回収で
社会奉仕

ごめん町のある町内会の主婦たちは、七月から毎月一日を不用品回収日と決め、各世帯にできた空かん、古新聞、古本などの不用品を回収し、それを売却した代金を集めて、社会福祉のしごとに役立たせることになり、その成果が期待されています。

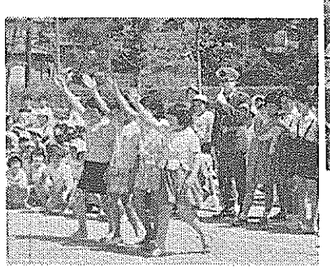

中で・校・小学
交通安全教室

このごろの交通量の増加にともなって、起こりやすい交通事故からこどもを守るために、市少年補導センターでは南国署とタイアップしてこのほど市内の小・中学校の児童、生徒を対象に、巡回交通安全教室を開き、正しい歩き方、道路の横断の仕方、自転車の乗り方などの指導を行なって、登校、下校、通行時に交通災害に会わぬよう、交通道徳の訓練を実施しました。

園芸メモ
観葉植物の日よけ

まだ湿気が多いし、温度も上がるので観葉植物はわが世の春とばかりに伸びる。

しかし案外日焼けするものもあるので、ヨシズ下にとりこむのが安心である。ゴムノ木、ヤシ類、ベコニア類などは湿気をできるだけ保つようにしてやりたい。

また、この時季を利用して鉢かい、株分けを忘れないことも大切である。